

JFA 標準エージェント契約書

(選手の放出クラブとエージェントの契約)

_____(以下「クラブ」という。)と_____(以下「フットボールエージェント」という。)とは、以下のとおり、フットボールエージェントによるクラブに対するフットボールエージェントサービスの提供に関し、本エージェント契約(以下「本契約」という。)を締結することに合意する(以下「クラブ」と「フットボールエージェント」を総称して「当事者」という。)。

第1条 契約の基礎

- 本契約は、フットボールエージェントがクラブに対して、国際サッカー連盟(以下「FIFA」という。)のフットボールエージェント規則(FIFA Football Agent Regulations、以下「FIFA 規則」という。)及び公益財団法人日本サッカー協会(以下「JFA」という。)の定めるJFAフットボールエージェント規則(以下「JFA 規則」といい、FIFA 規則と JFA 規則を総称して「フットボールエージェント規則」という。)が定めるフットボールエージェントサービスを提供することを意図して締結するものであり、当事者はこれを自らの意思に基づき締結する。
- 前項に定めるフットボールエージェントサービスは、フットボールエージェントがクラブのために提供する又はクラブに代わって行うサッカー関連の役務をいい、当該役務には、取引(選手の他のクラブへの移籍又は選手の登録の抹消)を成立させる目的又は意図をもって行うあらゆる交渉(そのための準備的な情報交換その他の行為を含む。)が含まれるものとする。
- 本契約が個別に定めるもののほか、フットボールエージェント規則が定める各種の当事者に係る権利義務に係る規定は、適用される FIFA 規則又は JFA 規則に応じ、本契約と不可分であり、本契約と一体をなすものとする。
- 本契約で使用される用語は、別段の定めがない限り、フットボールエージェント規則の定めに基づく。

第2条 サービス

フットボールエージェントは、クラブのためのフットボールエージェントとして、クラブに対し以下のフットボールエージェントサービス(以下「サービス」という。)を提供するものとする。

① サービスの内容

例1 選手 A の他のクラブ(日本国内のクラブ)への移籍、登録の抹消にかかる取引成立のための役務

例2 選手 A の他のクラブ(地域を限定せず全世界のクラブ)への移籍、登録の抹消にかかる取引成立のための役務

② 独占／非独占

クラブは、本条に定めるサービスを、フットボールエージェントに対して、【 独占的に / 非独占的に 】(何れか該当する方にチェックをする)依頼する。

第3条 契約の有効期間^{※1}

本契約の有効期間は、____年____月____日 から ____年____月____日 までとする。

第4条 手数料

- クラブは、本契約に基づき合意されたフットボールエージェントのサービスにより達成された役務(取引の成立)の対価として、フットボールエージェントに手数料を支払うものとする。
- 手数料は依頼主であるクラブによってのみ支払われるものとし、当該支払いの権限を第三者に付与することはできない。
- フットボールエージェントは、各支払いのための請求書をクラブに対し発行するものとする。
- クラブは、フットボールエージェントにより遂行されたサービスの対価として、フットボールエージェントが交渉した取引の結果として締結された移籍先クラブとの移籍合意書において定められた移籍補償金の _____% に相当する金額を支払うものとする。^{※2}
- 前項の支払いに係る方法及びスケジュールは、フットボールエージェント規則に基づくものとする。^{※3}

第5条 準拠法及び管轄

- 本契約に起因又は関連する紛争は、適用される FIFA 規則又は JFA 規則に基づき解釈される。
- 国際的紛争事案(FIFA 規則第2条第2項に定める国際的な側面を持つエージェント契約に起因し又はそれに関連して発生す

^{※1} JFA 規則第7条第3項に従い、エージェント契約の最長期間は2年間となる。

^{※2} 手数料の上限は、適用される FIFA 規則及び JFA 規則に従う。

^{※3} 支払い方法及びスケジュールについて、フットボールエージェント規則に加えて必要な事項は、当事者間で合意のうえ規定すること。

る紛争)については、FIFA 規則に従い、FIFA フットボール裁判所のエージェント室(Agent Chamber of the Football Tribunal)がその紛争に係る解決を行う管轄権を有するものとし、国内的紛争事案(JFA 規則第3条に定める国際的な側面を持たないエージェント契約に起因し又はそれに関連して発生する紛争)については、JFA の裁定委員会がその紛争に係る解決を行う管轄権を有するものとする。

特約条項^{※4}

年 月 日

本契約締結の証として、本書2通を作成のうえ当事者の双方が署名し各自保管する(電子署名の場合は各自その電磁的記録を保管する)。

フットボールエージェントは、本書の写しを FIFA エージェントプラットフォームにより FIFA 及び／又は JFA に提出しなければならない(電子署名の場合はその電磁的記録を含める)。

クラブ (住所): (クラブ名): (締結者名): (適格請求書発効事業者登録番号):	フットボールエージェント (住所): (氏名): (FIFA フットボールエージェント No.): (適格請求書発効事業者登録番号):
	※フットボールエージェントがエージェンシーを通じて営業を行っている場合 エージェンシー (住所): (法人名):

免責事項: このJFA標準エージェント契約書(以下「標準契約書」という)は、これに規定された範囲において、JFA 規則の遵守を確認するものである。ただし、標準契約書は当事者のどちらか一方若しくは両方の居住地によって、又は、本契約が国際的な側面を有する場合に、国レベル又は国際レベルで適用される可能性のある追加的な法的要件が考慮されていない。JFA は、この標準契約書又はその使用に関していかなる責任も負わない。JFA は当事者に対し、標準契約書を使用する前に、その使用に関して独立した法的アドバイスを求めることを推奨する。

^{※4} 本契約の内容を補間する範囲において当事者間に別段の合意事項がある場合はここに記載する。なお、FIFA 規則及び JFA 規則に違反する条項は無効となる。